

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 大野東松山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
で	比企郡ときがわ町大字大野字上ミ一二七三番地先から同郡同町大字大野字上ミ一三三三番一地先	区 間
五・〇〇〇七・五〇	五・〇〇〇一二・四〇	敷地の幅員 (メートル)
	六八・一〇	延長 (メートル)
	災害復旧事業による	備考